

## 最近の判例から

(1)

## 営業保証金として供託された国債の時効消滅

(東京地判 平一〇・七・一四 判タ一〇四六一一〇九) 小松 章剛

宅地建物取引業法二五条に基づく営業保証金として供託された割引国債証券が時効消滅したのは、時効完成前に問い合わせを受けた法務局職員が適切な指導を行わなかつたためであるとする国家賠償請求が認められなかつた事例(東京地裁 平成一〇年七月一四日判決 確定 判例タイムス一〇四六号一〇九頁)。

## 一 事案の概要

宅地建物取引業者である原告Xは、昭和五七年一〇月、宅地建物取引業法二五条に基づく営業保証金として、被告国(Y)の地方法務局K支局に、割引国債証券(額面三〇〇万円、償還期限昭和六〇年二月二〇日)を供託したが、平成九年三月二〇日の経過により、右國債の償還請求権が時効により消滅したことから、新たに金三〇〇万円の供託をしなけれ

ばならなかつこと、あるいは、右時効の完成により金三〇〇万円の償還請求権が消滅したこととは、右時効完成前にXからの問い合わせを受けた法務局職員が代供託に関する等の適切な指導を行わなかつたことによる損害であるとして、Yに対して損害賠償として三〇〇万円の支払いを求め、これに対しYがXからの問い合わせの事実そのものを争つた事案である。なお、Xの供託物取戻請求権は、税の滞納処分による差押えを受けていた。

## 二 判決の要旨

これに対し、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 供託されている有価証券の消滅時効の完結を避けるために供託者がとり得る手続としては、①供託物を他の有価証券又は金銭

に差し替え、従前の供託物を取り戻す供託物の差替手続と、②供託法四条に基づき、供託者の請求により供託所内部の手続により有価証券の償還を受け、その償還金を継続して供託の対象とする代供託の手続があるが、Xの供託物取戻請求権は、平成四年頃から税の滞納処分による差押えを受けていたため、①の供託物の差替手続を取ることとはできず、消滅時効の完成を避けるためには、供託所に請求して、②の代供託の手続を執つてもらうほかなかつた。

(2) (1)の前提のもとで、Xの主張どおり、右消滅時効完成に先立つて、Xが供託所に問い合わせをして法務局側がどのように対応したか、の点について、地方法務局K支局の供託専門職Nの証言によつても、消滅時効完成直前の平成九年三月一〇日頃に、Xから問い合わせを受けたかどうか、また、この問い合わせに対して法務局側がどのように対応したか、の点について、地方法務局K支局の供託専門職Nの証言によつても、消滅時効完成直前の平成九年三月一〇日頃に、Xから問い合わせを受けたという事実は確認できないことに加えて、本件のように供託物取戻請求権が差押えを受けているという特殊な事情がある場合には、供託所では、回答に慎重を期するため、その場での即答を避け、上司及び供託官と相談の上、後日回答する取扱いをしていくし、差押えがなされている場合には、供託物の差替手続は執

のないものであるから、供託所が差替手続を指導することはあり得ず、もし問い合わせを受けたとすれば、代供託の手続を指導したはずであると供述しており、この供述内容は、公務上の事務処理に関するものである上に、その内容は合理的であり、信用性に疑いを差し挿むべき事情は認められない。したがつて、Xが差押えを受けているとの説明をしたにもかかわらず、供託所が、手続上は執ることのできない差替手続を指導するということは、極めて考えにくい。

(3) 消滅時効完成後の、平成九年六月一七日、Xは、「供託中の割引国庫債券が供託所の保管義務不作為により、平成九年三月二〇日をもつて消滅時効の完成に至り無効割引国庫債券にされてしまった」として、Yを相手方とする民事調停を申し立て、右調停は、同年七月三一日、不調に終わり、同日、原告は本訴を申し立てる。

供託専門職Nの証言によれば、調停申立て後、原告の代表者から供託所に対し、供託した有価証券の保管義務は法務局にあるのか日銀にあるのか、有価証券の時効完成前に事前通知義務があるのではないか、との問い合わせがなされたことが認められる。以上の事実経緯等に照らしてみると、Xの

Yに対する苦情の中心は、本訴申立てに至るまでは、供託所の指導の不適切さではなく、時効の完成が近づいていたのに、これ

あると認められ、本訴に至つて初めて時効を時効完成前にXに通知しなかつたことに、時効の完成が近づいていたのに、これ

を時効完成前にXに通知しなかつたことになると認められ、本訴に至つて初めて時効主張するXの態度は、唐突の感を免れないものといわざるを得ない。

(4) さらに、Xは、供託所から差替手続を教示されたにもかかわらず、右手続を執らなかつた理由として、当時は差替に要する資金を手当とする目処がつかず、宅地建物取引業免許もあきらめざるを得ない状態にあつたからだと説明しているが、そのように逼迫した財政状況にあつたXが、みすみす、三〇〇万円の償還金請求権が時効により消滅するにまかせていたといいうのは、不自然で信憑性に乏しい説明であるといわざるを得ない。

(5) 以上のような検討に鑑みると、供託所への問い合わせに関するXの供述には、前記の事実経過や関係証拠に照らして疑問があり、にわかには採用することができないから、Xが時効完成前に供託所に問い合わせをしたとの事実については、これを認めるに足りる証拠はない。

(調査研究部長)

(6) よつて、その余の点について判断するまでもなく、Xの請求は理由がないので棄却する。

### 三 まとめ

本件のように営業保証金として供託されている国債証券の消滅時効の完成に関して争われた事例は、東京地判昭五五・三・二五（判時九七四一一〇二）、大阪地裁堺支判平九二六判例集未登載）等がある。本件は、行政指導の存否という事実が争点となつた事案であり、国債証券が差押えを受けているという特殊な事情はあるものの、供託された有価証券の償還請求権が時効により消滅するのを防止するための手続は、供託者がとらなければならないこと、言い換えれば、供託された有価証券の償還手続きなどの管理は、供託者自ら行う必要があることを示しており、宅地建物取引業者は、営業保証金の供託に際して留意しなければならない。